

令和 年 月 日

富加町農業委員会会長 殿  
(岐阜県知事)

当事者

<譲渡人>

住所

氏名

印

<譲受人>

住所

氏名

印

下記農地(採草放牧地)について { 所有権  
賃借権  
使用貸借による権利  
その他使用収益権 ( ) } を { 設定(期間 年間)  
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人				
譲受人				

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	対価、賃料等の額(円) (10aあたりの額)	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
		登簿	現況			現所有者が登記簿と異なる場合	権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
					( )	( )		
					( )	( )		
					( )	( )		
					( )	( )		

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細および契約の内容

①権利を設定又は移転しようとする時期	令和 年 月 日
②土地の引渡しを受けようとする時期	令和 年 月 日
③契約期間	年間
④その他	( )

(記載要領)

- 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

<農地法第3条第2項第1号および4号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況  
 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

所有地		農地面積(m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地面積(m <sup>2</sup> )
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

所有地以外の土地		農地面積(m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地面積(m <sup>2</sup> )
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田			畑			樹園地		採草放牧地
作付(予定)作物									
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )									

(2) 大農機具又は家畜

	種類							
数量								
確保しているもの	所有 リース							
導入予定のもの [資金繰りについて]	所有 リース							

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。
- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(1) 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者又はその世帯員等の農作業経験及び農作業への従事状況

農作業に従事している者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業経験の状況	農作業従事日数	備考
世帯員等						
常時雇用労働力	人数	人				
臨時雇用労働力	年間延人数	人				

(2) 住所地、拠点となる場所から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

別紙なし

<農地法第3条第2項第3号関係> (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

3 信託契約の内容

--

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計  
(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計  
(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (特例)  
以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。  
(「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

